

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	6	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、地域で生産される農産物を加工し、地域経済に大きく貢献している特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、金融・税制上の支援措置を講ずるものである。</p> <p>安価な輸入競合品が増加し、その経営に大きな影響を受けている特定業種の農産加工業者が、新技術の導入、新製品の開発等により経営の改善を図ろうとする場合に、低利融資及び国税・地方税上の支援を行うことは、極めて有効な政策手段となっている。</p> <p>このため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善措置に係る事業の用に供する事業所等について、資産割の特例措置の1年3月の延長を要望する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>事業所税の課税標準の特例……承認計画に従って農産加工品の生産施設を有する事業所に係る資産割の課税標準に1/4を乗じた額を控除する。</p>		
関係条文	〔 地法附第33条第5項 〕		
減収見込額	(初年度) - (▲43) (平年度) - (▲43) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいた支援を行うことで、関税引き下げ等により経営環境が悪化した特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法は、UR農業合意等に伴う市場アクセスの改善に伴う輸入の増加により、影響を受けている特定農産加工業の経営改善を引き続き促進し、国産農産物の需要者たる食品産業の健全な発展を図っていかうとするものであり、このことは、食料・農業・農村基本法第17条に明文化された基本的施策である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>市場アクセスの改善による輸入増加で影響を受ける特定農産加工業の経営改善を促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法が制定されており、平成21年には、4回目の法律期限の延長がなされたところ。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年6月30日まで（1年3月）
	同上の期間中の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	政策目標の達成状況	本特例措置により、都市部の特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去13カ国に及ぶFTA/EPA協定の締結による国境措置の撤廃等により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度：適用予定事業者数 24業者</p> <p>適用予定件数 24件</p> <p>減税見込額 43百万円</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、事業所税の軽減を通じて、都市部の特定農産加工業者の経営改善への取り組みを促進するものである。地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の売上増加や地域の雇用促進に資するとともに、生産量増加に伴う原料受入量の増加により、地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：特別償却（措法第11条の3、第44条の4、第68条の25）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	事業所税の減免は、累次の国境水準の引き下げにより、経営に大きな影響を受けている都市部の特定農産加工業者が、その経営を改善するための取り組みを促進することを可能とすることから、本特例措置による支援が妥当である。
	ページ	6 — 2

税負担軽減措置等の適用実績		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	件数	23 件	24 件	27 件	24 件	22 件
	金額	46 百万円	55 百万円	56 百万円	29 百万円	19 百万円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去 13 カ国に及ぶ FTA/EPA 協定の締結による国境措置の撤廃等により、同事業者は大きな影響を受け続けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。</p> <p>本特例措置が廃止された場合、都市部の特定農産加工業者の経営改善への取り組みが誘導できなくなるため、輸入自由化の影響を受けている都市部の特定農産加工業者の経営状況が益々悪化し、地域農業や地域経済に大きな影響を及ぼす。</p> <p>本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の経営が安定し、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。</p>					
前回要望時の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	累次の国境措置の変更により、競合する低価格の輸入品が増加し、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けているためである。					
これまでの要望経緯	平成元年度創設。以降 6 年度、8 年度、10 年度、11 年度、13 年度、15 年度、16 年度、18 年度、20 年度、21 年度及び 23 年度に延長。 (課税標準の軽減措置が 16 年度改正で 1/2 から 1/3 に縮減、18 年度改正で 1/3 から 1/4 に縮減、21 年度改正で従業者割を廃止。)					
ページ	6 — 3					